

(仮称) ダイレックス川島店 (No.973)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和2年8月17日 香川県知事 浜田 恵造

1 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	名称 MULプロパティ株式会社 住所 東京都千代田区丸の内一丁目6番5号
大規模小売店舗の名称及び所在地	名称 (仮称)ダイレックス川島店 所在地 高松市川島東町字東下所533番2 外
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	名称 ダイレックス株式会社 住所 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地 代表者 代表取締役 多田 高志
大規模小売店舗の新設をする日	令和3年4月1日
大規模小売店舗内の店舗面積の合計	1,142 m <sup>2</sup>
大規模小売店舗の施設の配置に関する事項	駐車場の位置及び収容台数 位置 建物北側及び東側〔資料-3参照〕 収容台数 63台
	駐輪場の位置及び収容台数 位置 建物北側〔資料-3参照〕 収容台数 15台
	荷さばき施設の位置及び面積 位置 建物東側〔資料-3参照〕 面積 50 m <sup>2</sup>
	廃棄物等の保管施設の位置及び容量 位置 建物内東側〔資料-3参照〕 容量 6.0 m <sup>3</sup>
大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 開店時刻 午前9時00分 閉店時刻 午後10時00分
	来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前8時30分から午後10時30分まで
	駐車場の自動車の出入口の数及び位置 位置 建物敷地北側〔資料-3参照〕 箇所数 2箇所
	荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時から午後10時まで

2 届出年月日 令和2年7月31日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所: 香川県商工労働部経営支援課 及び 高松市創造都市推進局産業振興課

縦覧期間: 令和2年8月17日から令和2年12月17日まで

4 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内(令和2年12月17日)に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された書面については、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び高松市創造都市推進局産業振興課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

記載すべき項目

- ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
- ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- エ 意見の内容

提出先

〒760-8570 高松市番町四丁目1番10号

香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ